

○地方独立行政法人岡山市立総合医療センター職員退職手当支給規程

平成26年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）第61条の規定に基づき、職員（就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。ただし、岡山市から派遣された職員を除く。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、前条に規定する職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第4条 退職手当は、その支給を受けるべき者の同意を得た場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 次条及び第17条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければ

ばならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を  
確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第5条 一般の退職手当の額は、次条から第10条まで及び第13条から第15条までの  
規定により計算した退職手当の基本額に、第16条の規定により計算した退職手当の調  
整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、自己の都合により退職した者  
に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含  
む。以下同じ。)の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又  
は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるそ  
の者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間  
を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき 100分の100
- (2) 10年を超え15年以下の期間については 1年につき 100分の110
- (3) 15年を超え20年以下の期間については 1年につき 100分の160
- (4) 20年を超え25年以下の期間については 1年につき 100分の200
- (5) 25年を超え30年以下の期間については 1年につき 100分の160
- (6) 30年を超える期間については 1年につき 100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)  
第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以  
下同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第23条第1項各号に掲  
げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げるものに該当す  
るときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める  
割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間10年を超え15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間15年を超え19年以下の者 100分の90

(10年を超え25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 10年を超え25年未満の期間勤続して退職した者(就業規則第15条1項第2  
号の規定により退職した者若しくはこれに準ずる事由により退職した者であって理事長  
が定めるものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月  
額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当  
該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき 100分の125
- (2) 10年を超え15年以下の期間については 1年につき 100分の137.5

(3) 15年を超え25年未満の期間については 1年につき 100分の200

2 前項の規定は、10年を超え25年未満の期間勤続し、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職した者又は死亡(業務上の死亡を除く。)により退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 組織の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって理事長の承認を得たもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(就業規則第15条第1項第2号の規定により退職した者若しくはこれに準ずる事由により退職した者であって理事長が定めるもの、勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき 100分の150

(2) 10年を超え25年以下の期間については 1年につき 100分の165

(3) 25年を超え34年以下の期間については 1年につき 100分の180

(4) 34年を超える期間については 1年につき 100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続し、通勤による傷病により退職した者若しくは死亡(業務上の死亡を除く。)により退職した者又は定年に達した日以後定年退職日の前日までの間にその者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて

得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は職員以外の法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第18条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第23条第1項若しくは第25条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第22条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員又は職員以外の法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第18条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の法人等職員としての引き続いた在職期間

(3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第10条 第8条第1項に規定する者(25年以上勤続した者で、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又は別に定める者であって理事長の承認を得たものを除く。)のうち、理事長が別に定める年齢(以下「別に定める年齢」という。)に達する日の属する年度の前年度の3月31日までに退職した者であって、その退職の日の属する年度が別に定める年齢から10年を減じた年齢に達する日の属する年度以降であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                                                                             |
|---------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第8条第1項  | 退職日給料月額   | 退職日給料月額及び退職日給料月額に別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |

|            |             |                                                                                                                           |
|------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第9条第1項第1号  | 及び特定減額前給料月額 | 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額                                |
| 第9条第1項第2号  | 退職日給料月額に、   | 退職日給料月額及び退職日給料月額に別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、                                     |
| 第9条第1項第2号イ | 前号に掲げる額     | その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 |

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第11条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第12条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長が別定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第13条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第14条 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第15条 第10条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句  | 読み替える字句                                                                                 |
|---------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第13条    | 第6条から第8条まで | 第10条の規定により読み替えて適用する第8条                                                                  |
|         | 退職日給料月額    | 退職日給料月額及び退職日給料月額に別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額     |
|         | これらの       | 第10条の規定により読み替えて適用する第8条の                                                                 |
| 第14条    | 第9条第1項の    | 第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項の                                                              |
|         | 同項第2号イ     | 第10条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ                                                               |
|         | 同項の        | 同条の規定により読み替えて適用する同項の                                                                    |
| 第14条第1号 | 特定減額前給料月額  | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第14条第2号 | 特定減額前給料月額  | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
|         | 第9条第1項第2号イ | 第10条の規定により読み替えて適用する第                                                                    |

|  |           |                                                                                        |
|--|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
|  |           | 9条第1項第2号イ                                                                              |
|  | 及び退職日給料月額 | 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に別に定める年齢と退職の日の属する年度の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
|  | 当該割合      | 当該第10条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合                                                         |

(退職手当の調整額)

第16条 退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第13条第1項第1号及び第2号の規定による休職(業務上の傷病による休職又は通勤による傷病による休職を除く。)、就業規則第63条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 第8号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、理事長が別に定める場合を除き、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者(第6条第2項に規定する傷病又は死亡によらず

にその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。) 以外のものでその勤続期間が5年以上25年未満のもの第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上5年未満のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合退職者でその勤続期間が10年未満のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第17条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤務期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、法人職員給規程の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて理事長が別に定める額とする。

(勤続期間の計算)

第18条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合(第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1年以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 5 専門的知識又は技術を要する職に任用するため、法人等職員から特に理事長が招へいし、引き続いて職員となった者で理事長が定める者の法人等職員としての引き続いた在職期間のうち理事長が定める期間は、第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 6 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて法人等職員となるために退職し、かつ、引き続き法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を12で除して得た数を在職期間に加える。ただし、その在職期間が1年未満の場合は、次のとおりとする。
- (1) 第6条(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合には、これを1年とする。
- (2) 前号以外の規定により退職手当の基本額を計算する場合には、6月以上を1年とし、6月未満は切り捨てる。
- 8 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第19条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者

(2) 就業規則第19条の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

(退職手当の支払の差止め)

第21条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職を

した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合で、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな

い。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合で、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第22条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第20条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し就業規則第63条の規定による懲戒解雇処分(以下「再任用職員に対する解雇処分」という。)を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)

が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第20条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第20条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

#### (退職をした者の退職手当の返納)

第23条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する解雇処分を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者(再任用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第20条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

#### (遺族の退職手当の返納)

第24条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退

職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第20条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第25条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第26条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第23条第5項又は前条第3項の規定による意見聴取を行う旨の通知を受けた場合において、第23条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までに同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第21条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事

事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する解雇処分を受けた場合において、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第20条第2項並びに第23条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(退職手当からの控除)

第26条 職員に退職手当を支給する際、その退職手当から控除することができるものは、別に法律で定めるものを除き、次に掲げるものとする。

(1) 岡山市町村職員共済組合貸付金の償還金

(2) 岡山市職員厚友会貸付金の償還金

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第27条 職員が退職した場合(第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第28条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 法人の設立の日において地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）第59条第2項の規定により岡山市職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）及び理事長が特に定める者の在職期間については、当該職員の岡山市職員としての引き続いた在職期間は職員としての引き続いた在職期間とみなす。  
(退職手当に係る特例)
- 3 勤続期間が35年以下である者の退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定にかかわらず、当分の間、これらの規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第17条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。
- 4 法人移行職員のうち、法人の設立の日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得する前までの間に退職した者であって、その退職の日まで岡山市職員として在職したものとするならば、岡山市職員退職 手当支給条例（昭和61年市条例第52号）第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給する。
- 5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第17条第2項に規定する法人職員給与規程の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして理事長が別に定めるものについては、この限りでない。
- 6 第3項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 7 35年を超える期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条の規定により計算した額に附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 35年を超える期間勤続して退職した者で第8条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則

附則 7、8 の追加規定は、平成 27 年 3 月 11 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

第 1 条の改正規定は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。